

民間活力導入の手法

1 民間委託

市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、その事務事業等を民間企業、外部の団体及び個人などに委ねること。

【民間委託の判断基準】

- (1) 市民サービスが維持・向上するか
- (2) 人件費等の経費節減が図れるか
- (3) 事務処理の効率化が図れるか
- (4) 外部の専門的知識や技術の活用が図れるか

【民間委託を検討すべき事務事業】

- (1) 定型的なもの
- (2) 常時職員を配置する必要のない臨時的なもの
- (3) イベント、研修会、講習会等、委託により効果的な運営が期待できるもの
- (4) 管理、運営など委託により弾力的・効果的な運営が期待できるもの
- (5) 民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できるもの
- (6) 同種の業務を行う民間事業主体が多いもの

【民間委託の検討における留意事項】

- (1) 類似した事務事業を一括して委託するなど、スケールメリットを発揮することにより、民間委託ができないか検討する。

2 指定管理者制度

市が設置した公の施設について、その設置目的を達成するために、民間の経営能力や技術を活用して施設の管理運営を委ねること。

【指定管理者制度導入の判断基準】

- (1) 市民（利用者）サービスが維持・向上するか
(利用者数の増加や将来的に利用料金の引き下げが見込めるかなど)
- (2) 市民の平等利用が確保できるか
- (3) 管理運営経費の削減が図れるか
- (4) 施設の設置目的が達成されるか

【指定管理者制度の導入を検討すべき施設】

- (1) 新たに設置する施設
- (2) 利用料金制の採用が可能な施設
- (3) 使用許可権限を付与することに問題のない施設
- (4) 現在、管理業務の一部又は相当の部分を民間に委託している施設
- (5) 民間の施設と競合する施設
- (6) 管理主体に関し、個別法による制約のない施設

(7) 利用者の個人情報保護が容易に図られる施設

3 民営化

施設の民間移譲等により、サービスの提供を民間が実施主体として担うこと。

【民営化の判断基準】

- (1) 需要が多くあるか
- (2) 同種のサービスを提供する民間事業主体があるか
- (3) 受益者負担を求めることができるか

【民営化を検討すべき事務事業】

- (1) 法令等の改正又は目的が既に達成され、市が実施主体となつて行なう必要が失われ、又は減少したもの
- (2) 民間によって、同種のサービスが提供されていて、市が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの
- (3) 市がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供する方が、質や量、コスト面の向上が期待できるもの
- (4) サービスの需要が多くこれに伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれらると見込まれるもの

【民営化にあたっての留意事項】

- (1) 利用者の視点に立った取組み
利用者等に対する情報提供、意見聴取など、民営化に対する理解を得るよう努める。
- (2) 行政の監督・指導
行政の責任として、監督・指導を行う体制を整える。
- (3) 民営化への段階的移行
民営化を円滑に実施するために、必要に応じて経過的な措置を講ずるなど、民営化の段階的な移行を検討する。(事前に民営化後の実施主体として予定する者に業務を委託する、民営化後期限付きで財政その他の支援を行なう等)

4 市民との協働

市民及び様々な団体と市、また団体同士が、共通する課題の解決や目的の実現のため、互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら、協力すること。

【市民との協働の留意点】

- (1) 各団体の自立性・自主性を保ち、特性を十分認識し、尊重すること
- (2) 各団体と市が対等な関係であること
- (3) 両者の関係が透明性のある関係であること
- (4) 各団体の実績、能力の把握に努め、専門性、機動性などの長所を活かすこと
- (5) 対象が、コミュニティ施設、公園、子育て、介護、教育など、市民協働で実施することが妥当である施設又はサービスであること
- (6) 地域住民の主体的な取組みや地域コミュニティの活性化を促進すること

5 人材派遣

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」に基づき、労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事させること。

【人材派遣の導入にあたっての留意事項】

- (1) 一定の場合には、派遣先は雇用契約の申し込み義務が生じる。
- (2) 労働派遣契約以外の業務をさせてはならない。
- (3) 派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成等、労働者派遣法第3章第3節の派遣先の講ずべき措置の義務を果たすこと。
- (4) 一般事務への安易な導入は行わないこと。

【人材派遣の導入を検討する業務】

- (1) 3年以内の有期プロジェクト業務

6 市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札）

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」は、行政による独占市場である国又は地方公共団体の公共サービスの領域において、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で国又は地方公共団体と民間事業者、又は、民間事業者間において、これを実施する者を決定するための手続き（官民競争入札・民間競争入札）を定め、公共サービスにおいて競争原理を導入するもの。

【地方公共団体の特定公共サービス】（公共サービス改革法第34条）

（法令で民間ができないとされている業務の特例を定め、民間でも実施可能に）

- (1) 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- (2) 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- (3) 外国人登録法に基づく外国人登録原票の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- (4) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し業務
- (5) 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し業務
- (6) 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し業務

7 P F I（Private Finance Initiative）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 推進法）」に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行なうものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービスを提供するための手法。

【P F I 導入にあたっての留意事項】

P F I では行政にはない知識やノウハウを必要とし、また事業のメリットを発揮するためには一定以上の事業規模が必要とされることから、十分に研究した上で活用を検討する。

8 PPP (Public Private Partnership)

PFIが、国や地方自治体が事業計画をつくり実行する民間企業を入札などで募る方法に対し、事業の企画段階から民間が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法。

※資産の所有形態の種類

事業方式		内 容
BTO	建設・移管・運営 Build・Transfer・Operate	事業者が施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共側に移管 (Transfer) したうえで、事業者がその施設の運営 (Operate) を行う方式
BOT	建設・運営・移管 Build・Operate・Transfer	事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、契約期間にわたり運営 (Operate) ・管理を行って、資金回収した後、公共側にその施設を移管 (Transfer) する方式
BOO	建設・保有・運営 Build・Own・Operate	事業者が施設を建設 (Build) し、そのまま保有 (Own) し続け、事業を運営 (Operate) する方式
BLO	建設・リース・運営 Build・Lease・Operate	事業者が建設 (Build) した施設を、公共側が買い取り、事業者はその施設をリース (Lease) し、PFI事業者がその施設の運営 (Operate) を行う方式
BLT	建設・リース・移管 Build・Lease・Transfer	事業者が建設 (Build) した施設を、公共側に一定期間リース (Lease) し、予め定められたリース料で事業コストを回収した後、行政に施設の所有権を移管 (Transfer) する方式
DBO	設計・建設・運営 Design・Build・Operate	事業者が設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側が行う方式